



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和5年12月4日

長野県知事 阿部 守一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県工事事務管理システム更新業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年10月13日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 富士通Japan株式会社 長野公共ビジネス部
(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415
- 随意契約に係る契約金額
216,920,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号

DX推進課デジタルインフラ整備室

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

令和5年12月4日

長野県知事 阿部 守一

- 日時及び場所
日時 令和6年2月14日(水)
午前10時00分から午後5時15分まで(受付9時30分から)
場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地
長野県林業総合センター 中研修室
- 講習科目及び時間
(1) 種苗に関する法令 2時間
(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 受講手続
(1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)
(2) 提出先
住所地为管轄する地域振興局 林務課
(3) 受付期限
令和6年1月24日(水)
(4) 手数料
受講手数料(14,000円)は、長野県収入証紙により(受講申込書に貼って、消印しないこと。)納付すること。
- 講習修了証明書
講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地域振興局の林務課に行うこと。

森林づくり推進課